奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
附則 1～8　略 9　夏期休業日は、令和二年度に限り、第十条第一項第三号の規定にかかわらず、八月一日から八月三十一日までとする。	附則 1～8　略